

改正	昭和四七年	三月二四日規則第八号	昭和五三年	四月	一日規則第一八号
	昭和五八年	四月	一日規則第三六号	昭和六〇年	三月二六日規則第二〇号
	平成 六年	四月	一日規則第二〇号	平成 六年	九月二九日規則第六二号
	平成一二年	三月三一日規則第一〇一号	平成一六年	四月	一日規則第八九号
	平成一七年	三月	七日規則第二五号	平成一八年	十一月一〇日規則第一一九号
	平成二三年	三月三一日規則第五五号	令和 四年	三月一八日規則第一五号	

宅地造成等規制法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

削除〔昭和六〇年規則二〇号〕

（証明書等の様式）

第三条 法第六条第一項（法第十八条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記第一号様式とする。

2 法第六条第二項に規定する許可証の様式は、別記第二号様式とする。

一部改正〔昭和四七年規則八号・平成一八年一一九号〕

（宅地造成に関する工事の許可申請書の添付書類）

第四条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、省令第四条第一項の許可申請書（省令別記様式第二）に、同項の表に掲げる図面のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

二 工事をしようとする土地が他人の所有するものである場合にあっては、当該土地所有者の承諾書（別記第三号様式）

三 工事が法第九条第二項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、当該工事の設計図書を作成した者が政令第十七条各号に掲げる資格を有する者であることを明記した宅地造成に関する工事設計者の資格申告書（別記第四号様式）

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一七年二五号・一八年一一九号〕

（現場管理者の明記）

第五条 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、省令第四条第一項の許可申請書中7の欄に工事の現場管理者の住所、氏名及び連絡先を明記しなければならない。ただし、当該申請書の提出時までに現場管理者が定まらない場合にあっては、当該工事に着手するまでの間にこれを定め、文書によりその者の住所、氏名及び連絡先を知事に届け出ることによりこれに代えることができる。

一部改正〔昭和四七年規則八号・平成一八年一一九号〕

（協議の申出等）

第六条 法第十一条の規定により知事に協議しようとする者は、別記第五号様式の協議申出書の正本一部及び副本三部に、省令第四条第一項の表に掲げる図面及び第四条各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により協議申出書が提出されたときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、相手方に通知するものとする。

- 3 前項の協議に対する同意の通知は、第一項の協議申出書の副本の同意通知欄に所要の記載をしたものによつて行ふものとする。

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号〕

(工事計画の変更)

第七条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(別記第六号様式)の正本及び副本に、省令第四条第一項の表に掲げる図面及び第四条各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第十一条の規定により協議が成立した工事の計画を変更しようとする場合に準用する。

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一八年一一九号〕

(届出)

第八条 造成主は、法第十二条第一項ただし書の規定による軽微な変更をしようとするとき又は工事の中止、中止した工事の再開若しくは工事の廃止をしようとするときは、直ちに、その旨を別記第七号様式から別記第九号様式までに掲げる届出書により知事に届け出なければならない。ただし、同条第一号に規定する造成主を変更する場合においては、造成主の地位を承継する者が届け出なければならない。

- 2 法第十五条第一項の規定により届出をした造成主又は同条第二項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一八年一一九号〕

(工事現場における許可の表示)

第九条 造成主は、別記第十号様式の標識によつて法第八条第一項本文の許可のあつた旨を当該工事期間中当該工事現場の見やすい場所に表示しなければならない。

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一八年一一九号〕

(技術的基準の特例)

第十条 政令第十五条第一項の規定により、知事が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第六条の規定による擁壁の設置に代えて次の各号に掲げる工法により措置することができる。

- 一 間知石空積み工又はその他の空積み工
- 二 積苗工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工又はコンクリート矢板工

- 2 政令第十五条第二項の規定により、次のとおり技術的基準を付加する。

- 一 凹部等を有する土地において著しい盛土をする場合においては、適当な位置にコンクリート堰(せき)堤、枠等を盲暗渠(きよ)とともに埋設し、かつ、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置しなければならない。
- 二 政令第十三条の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流水量の算定は、一時間当たり降雨量については五十ミリメートル以上の数値を用いて行なわなければならない。

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一八年一一九号〕

(工事一部完了の検査)

第十一条 造成主は、法第八条第一項本文の工事の一部が完了した場合においては、知事が当該工事に係る宅地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地の用に供し得るものであると認めたときは、当該完了した工事について法第十三条第一項の検査を受けることができる。

一部改正〔昭和四七年規則八号・平成一八年一一九号〕

(公告の方法)

第十二条 法第十四条第五項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について千葉県報に登載して行ふものとする。

- 一 措置を行う者の住所及び氏名
- 二 措置を行う期日及び場所
- 三 措置の内容

四 前各号に掲げるほか必要な事項

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成六年六二号・一八年一一九号〕

（記録の整備）

第十三条 造成主又は工事施行者は、法第八条第一項本文の工事（法第十二条第一項本文に規定する変更に係る工事を含む。）をする場合において、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ下欄に掲げる報告事項についてその施行状況を明らかにした写真及びその他の資料を整備し、知事はその提出を求めたときは、直ちに、提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
擁壁工事 （高さが一メートル以下のものを除く。）	一 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 二 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 三 擁壁の水抜き穴及びその周辺
その他の工事	一 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 二 盲排水管の施設状況

一部改正〔昭和四七年規則八号・五八年三六号・平成一八年一一九号〕

（書類の提出）

第十四条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、宅地造成に係る土地の所在地を管轄する市に提出するものとする。

2 前項の場合において、宅地造成に係る土地の所在地が二以上の市の管轄区域にわたるときは、前項の書類は、その宅地造成に係る土地を当該市の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市に提出するものとする。

全部改正〔昭和五八年規則三六号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇一号〕

（書類の提出部数）

第十五条 前条第一項の書類の提出部数は、正本一部副本三部（千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）第十二条の規定により土木事務所の長に委任した事務に係る書類にあつては、正本一部副本二部）とする。

2 前条第二項の規定により提出する書類の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は宅地造成に係る土地の所在地を管轄する市及び土木事務所の数に一を加えて得た数（千葉県事務委任規則第十二条の規定により土木事務所の長に委任した事務に係る書類の副本にあつては、当該市の数に一を加えて得た数）とする。

追加〔昭和五八年規則三六号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇一号・一六年八九号・二三年五五号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

（使用料及び手数料規則の一部改正）

2 使用料及び手数料規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）に基づくもの

イ 第二十三条に規定する許可申請手数料

附 則（昭和四十七年三月二十四日規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続きで、この規則の施行の際まだ処理されていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一日規則第三十六号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続きで、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年三月二十六日規則第二十号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日規則第六十二号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第百一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第八十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年十一月十日規則第百十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第五十五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十八日規則第十五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第三条第一項）

一部改正〔平成6年規則20号・18年119号〕

第二号様式

（第三条第二項）

一部改正〔平成6年規則20号〕

第三号様式

（第四条第二号）

一部改正〔昭和53年規則18号・平成6年20号〕

第四号様式

（第四条第三号）

追加〔昭和58年規則36号〕、一部改正〔平成6年規則20号・12年101号・令和4年15号〕

第五号様式

（第六条第一項）

一部改正〔昭和47年規則8号・53年18号・58年35号・平成6年20号・18年119号・令和4年15号〕

第六号様式

(第七条第一項)

その一

その二

全部改正〔平成18年規則119号〕、一部改正〔令和4年規則15号〕

第七号様式

(第八条第一項)

一部改正〔昭和47年規則8号・53年18号・58年36号・平成6年20号・12年101号・18年119号・令和4年15号〕

第八号様式

(第八条第一項)

一部改正〔昭和47年規則8号・53年18号・58年36号・平成6年20号・12年101号・18年119号・令和4年15号〕

第九号様式

(第八条第一項)

一部改正〔昭和47年規則8号・53年18号・58年36号・平成6年20号・12年101号・令和4年15号〕

第十号様式

(第九条)

一部改正〔昭和47年規則8号・58年36号・平成6年20号・18年119号〕